学校において予防すべき感染症と出席停止期間

分類	感染症の種類	出席停止の基準
第1種	●エボラ出血 ●クリミア・コンゴ出血熱 ●痘そう●南米出血熱●ペスト ●マールブルグ病●ラッサ熱 ●急性灰白髄炎●ジフテリア ●重症急性呼吸器症候群（SARS） ●中東呼吸器症候群（MERS） ●鳥インフルエンザ	☆治癒するまで
第2種	●インフルエンザ ●百日咳 ●麻しん(はしか) ●流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ●風しん ●水痘(みずぼうそう) ●咽頭結膜熱 ●結核●髄膜炎菌性髄膜炎 ●新型コロナウイルス感染症	○インフルエンザ：発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで又は５日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○麻しん：解熱後3日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで ○風しん：発疹が消失するまで ○水痘：すべての発疹が痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後２日を経過するまで ○結核、髄膜炎菌性髄膜炎：症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで ○新型コロナウイルス感染症：発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した（解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）後１日を経過するまで
第3種	●コレラ ●細菌性赤痢 ●腸管出血性大腸菌感染症 ●腸チフス ●パラチフス ●流行性角結膜炎 ●急性出血性結膜炎 ●その他の感染症 （感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等）	☆病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで